

社会福祉法人 そよかぜの会 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規定は社会福祉法人そよかぜの会(以下「この法人」という)の定款第8条及び第21条の規定等に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員等とは次に記載するものをいう。

- ① 評議員選任・解任委員
- ② 評議員
- ③ 理事
- ④ 監事
- ⑤ 顧問・相談役
- ⑥ 苦情処理委員会の第3者委員

(2) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。

(報酬等の支給)

第3条 役員等(常勤の理事長、顧問、相談役を除く)に対しては職務執行の対価として、別表1のとおり報酬を支払う。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(理事長、顧問、相談役に対する報酬)

第4条 常勤の理事長に対しては、職務執行の対価として別表2のとおり報酬を支払う。
2. 顧問、相談役については、その職責に応じて別表2のとおり報酬を支払う。

(常勤役員退職慰労金)

第5条 常勤の役員が退職するときは、退職慰労金を支給することができる。その額は退職時の月額報酬に在職年数(年度中途の場合は切り上げ)を乗じた額を基本とし、当該役員の貢献度により最大5倍を限度とする貢献加算金を支払うことができる。

ただし、法人の職員を兼務し、他の制度から退職金が支給される常勤の役員に対しては、退職慰労金は支給しない。退職慰労金の額については、評議員会で決定する。

(費用)

第6条 役員等がその業務のために出張するときは、当法人の給与規程第28条に規定する旅費規定により旅費を支給する。

2. 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に定める時期とする。

- (1) 報酬は、翌月15日に支給する。ただし、当日が休日及び金融機関の非営業日の場合はその前日とする。
 - (2) 退職慰労金は、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後、6ヶ月以内に支給する。
2. 非常勤の役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など、法人・施設運営のための業務に当たった都度、支給する。
3. 報酬等は、現金により本人に(死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に)支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことが出来る。
4. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があつた立替金、積立金などを控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2. 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
3. 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。計算金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準とし、これを公表するものとする。

(規程の改正)

第10条 この規程を改正するときは評議員会の決議を必要とする。

付則

- 1 この規定は平成15年 9月 1日から施行する。
- 2 この規定は平成22年 4月 1日より施行する。
- 3 この規定は平成29年 4月 1日より施行する。
4. この規定は、2019年6月1日から施行する。

別表 1

役員等	報酬額
評議員選任・解任委員	日額 5,000 円
評議員	日額 5,000 円
理事	日額 5,000 円
監事	日額 5,000 円
苦情処理委員会の第3者委員	日額 3,000 円

別表 2

役員等	報酬の額
理事長	月額 200,000 円
顧問	月額 40,000 円
相談役	月額 150,000 円

